ハ　セラミック複合材料であって、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　次のいずれかからなる連続した繊維（一、〇〇〇度の温度における引張強さが七〇〇メガパスカル未満のもの、又は一、〇〇〇度の温度において一〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を一〇〇時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが一パーセントを超えるものを除く。）により強化されたもの

1　酸化アルミニウム

2　けい素、炭素及び窒素

（二）　次の1及び2に該当する繊維により強化されたもの

1　次のいずれかの元素の組合せからなるもの

一　けい素及び窒素

二　けい素及び炭素

三　けい素、アルミニウム、酸素及び窒素

四　けい素、酸素及び窒素

2　比強度が一二、七〇〇メートルを超えるもの

ニ　セラミック複合材料であって、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

ホ　ハ又はニのいずれかのものの製造に用いられるセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

（一）～（三）　［略］

十三～十六　［略］

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（国際規格ＩＳＯ三二九〇（転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉）で定める精度がグレード五以下の玉を除く。）

イ　玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であって、日本工業規格Ｂ一五一四―一号で定める精度が四級以上のもののうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ　［略］

二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）

イ　［略］

ロ　フライス削りをすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　［略］

（二）　輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1～3　［略］

［削る］

（三）・（四）　［略］

ハ～ヘ　［略］

三～十一　［略］

ハ　セラミック複合材料であって、ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　次の1及び2に該当する繊維により強化されたもの

1　比強度が一二、七〇〇メートルを超えるもの

2　次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの

一　けい素及び窒素

二　けい素及び炭素

三　けい素、アルミニウム、酸素及び窒素

四　けい素、酸素及び窒素

（二）　次の1又は2からなる連続した繊維（一、〇〇〇度の温度における引張強さが七〇〇メガパスカル未満のもの、又は一、〇〇〇度の温度において一〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を一〇〇時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが一パーセントを超えるものを除く。）により強化されたもの

1　酸化アルミニウム

2　けい素、炭素及び窒素

ニ　セラミック複合材料であって、粒子、ウィスカー又は繊維により強化されたもののうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

ホ　セラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

（一）～（三）　［略］

十三～十六　［略］

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（国際規格ＩＳＯ三二九〇（転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉）で定める精度がグレード五以下の玉を除く。）

イ　玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であって、日本工業規格Ｂ一五一四―一号（転がり軸受―軸受の公差―第一部：ラジアル軸受）で定める精度が四級以上のもののうち、内外輪及び国際規格ＩＳＯ五五九三で定める転動体がモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ　［略］

二　工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であって、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。）

イ　［略］

ロ　フライス削りをすることができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　［略］

（二）　輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1～3　［略］

4　パラレルメカニズムのもの

（三）・（四）　［略］

ハ～ヘ　［略］

三～十一　［略］